

子育てサロン

子育て中のお母さんやお父さんなどを対象に各地域の公民館や集会所等で実施しています。

子育て中の人とお話しすることでいろんなヒントや悩みが解決することも。

気軽に参加して楽しく過ごしましょう。



児童館

子育ての支援拠点として、また地域の子どもたちが安心して遊べる場として、佐伯、上浦、蒲江の3つの児童館を運営しています。



佐伯児童館「クリスマス会」



上浦児童館「地域の人たちとおもちゃをまわすよ」



蒲江児童館「お仕事体験中！」



社協の介護サービス

居宅介護支援(ケアマネ)

ケアマネジャー(介護支援専門員)があなたに合ったサービスをご提案します。

通所介護(デイサービス)

デイサービスセンター等に通い、入浴や食事等の介護や機能訓練を受けることができます。



訪問介護(ヘルパー) 居宅介護

ホームヘルパーが自宅に訪問し、身体介護・生活援助サービスを提供します。

訪問入浴

看護師、ホームヘルパーが移動入浴車でご自宅へ訪問し、入浴のサービスを行います。

常時の介護を必要とし、居宅での生活ができない方を対象とした入所施設です。佐伯市より指定管理者として指定され運営しています。



介護保険に関するご相談は
社会福祉協議会までお気軽に
ご相談ください。

情報発信・広報活動

福祉情報や社協の活動を多くの方にご紹介できるよう、情報発信を積極的に行っています。

- ・社協だよりの発行(年6回)・各種パンフレットの発行
- ・イメージキャラクター「ひとしずくちゃん」による広報
- ・ホームページアドレス <http://www.sashakyo.or.jp>

社協会費

社協が行う事業は、市民の皆さまからの会費に支えられています

皆さまから寄せられた会費によって、このような福祉事業、サービスを実施することができます。

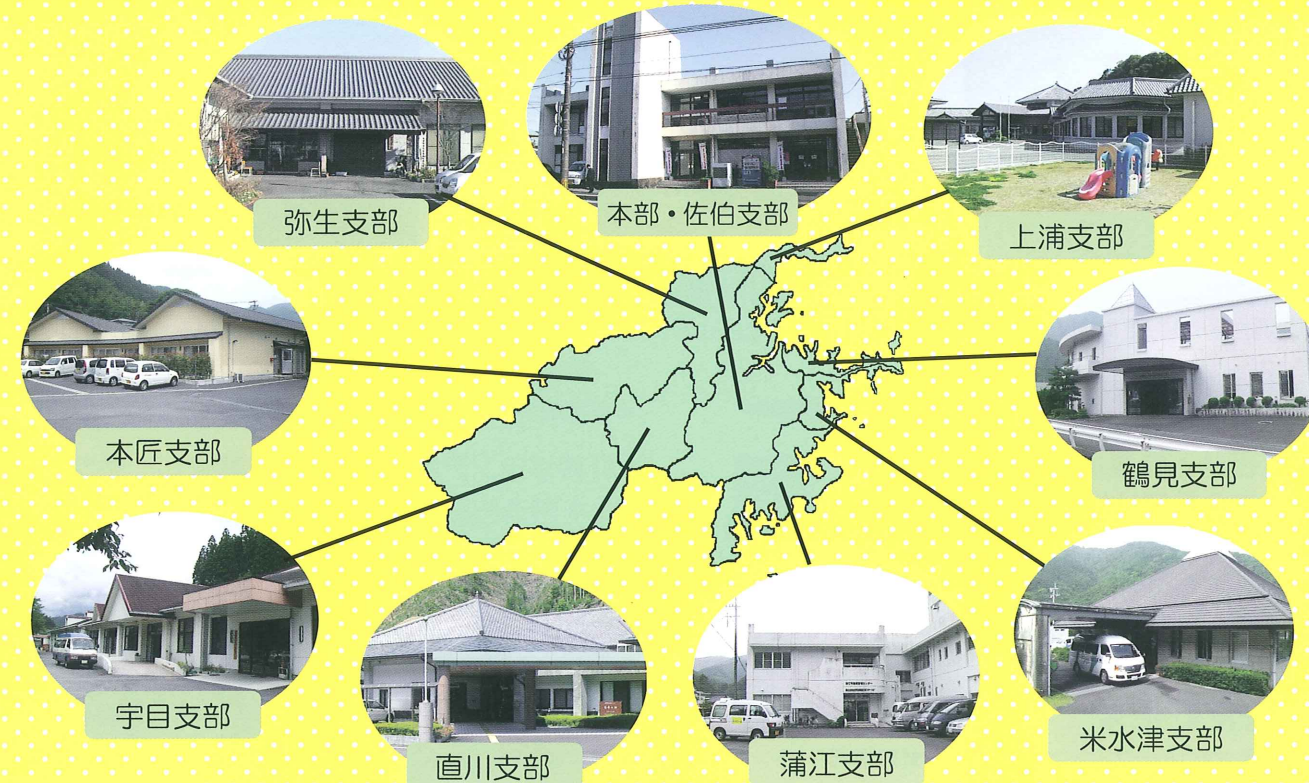
一人ひとりが福祉の担い手に、そして一人ひとりの暮らしがより豊かになるために、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

社協会費
1口 500円

一般会費 1口
賛助会費 2口以上
団体会費 2口以上

みんなで支えあう まちづくりをめざして

～ 佐伯市社会福祉協議会(社協)のご案内 ～



本部

TEL 24-2956 FAX 22-9031
〒876-0844 佐伯市向島1丁目1番3号

佐伯支部

TEL 22-7451 FAX 22-9031
〒876-0844 佐伯市向島1丁目1番3号

上浦支部

TEL 32-3395 FAX 32-2472
〒879-2601 佐伯市上浦大字浅海井浦489-10

弥生支部

TEL 46-3136 FAX 46-0311
〒876-0112 佐伯市弥生大字上小倉1208

本匠支部

TEL 57-3625 FAX 57-3625
〒876-0213 佐伯市本匠大字堂ノ間297-1

宇目支部

TEL 39-6789 FAX 54-3482
〒879-3301 佐伯市宇目大字小野市3374-1

直川支部

TEL 58-2041 FAX 58-3211
〒879-3101 佐伯市直川大字赤木1235

鶴見支部

TEL 33-1310 FAX 33-1310
〒876-1203 佐伯市鶴見大字沖松浦508-2

米水津支部

TEL 36-7910 FAX 39-7302
〒876-1402 佐伯市米水津大字色利浦1728-1

蒲江支部

TEL 42-0154 FAX 42-1373
〒876-2401 佐伯市蒲江大字蒲江浦3522-5

社会福祉協議会ってなあに?

社会福祉協議会は、福祉活動を専門とする民間の法人組織(社会福祉法人)で、行政とは異なった立場の福祉活動を展開しています。組織は、各種福祉団体の代表や民生委員児童委員、自治委員から構成されている、地域住民を主体とした福祉団体です。

佐伯市社会福祉協議会の概要

名称: 社会福祉法人 佐伯市社会福祉協議会
所在地: 大分県佐伯市向島1丁目1番3号
設立: 平成17年3月3日
※市町村合併に伴い、佐伯市・上浦町・弥生町・本匠村・宇目町・直川村・鶴見町・米水津村・蒲江町の1市5町3村が合併して設立。



ふれあいネットワーク

社会福祉法人 佐伯市社会福祉協議会

地区社協への支援

現在、佐伯市には 20 の地区社協があり、それぞれが工夫を凝らしながら地域福祉活動を行っています。佐伯市社協は地区社協のいろいろな活動に必要な財政支援をはじめ、情報提供、地区社協間の連絡調整などを行っています。地区内の福祉の課題や問題の解決に取り組んでいます。



西上浦地区社協(夏まつり)



本匠地区社協(お楽しみ会)



上堅田地区社協(ふれあいまつり)

地域福祉ネットワーク事業

福祉関係団体との連携により、防災や高齢者の見守りを行うセフティーネットワークとして事業展開しています。

- ①災害時要援護者マップ
- ②緊急情報キット
- ③ふれあい配食サービス
- ④ほのぼのネットワーク



緊急情報キット

ボランティアセンター事業

社協内にボランティアセンターを設置し、ボランティアに関心のある人への情報提供とボランティアの育成、活動支援を行っています。



ボランティア連絡協議会

福祉体験プログラム事業

市内の小・中・高校などで、ボランティア教育のための支援や、福祉体験を行っています。



車いす体験



地区社協ってなあに？

地区社協(地区社会福祉協議会)は、地域で暮らす皆さんが中心となって、福祉活動を行うために組織化された地域住民のふれあいを高めていくための任意団体です。

災害対策事業

災害ボランティア研修などを開催し、防災意識の向上を図るとともに、災害発生時には支援拠点として災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの派遣調整などを行います。



災害ボランティアセンター設置運営訓練



小学校での避難所スペースづくり体験

共同募金

共同募金には、10月1日より始まる「赤い羽根共同募金」と、12月1日より始まる「歳末たすけあい募金」があります。

佐伯市社協は「大分県共同募金会佐伯市共同募金委員会」の事務局として啓発活動を行っています。集められた募金は地域の福祉施設や団体、地域の活動へと活用されています。



安全で安心して暮らせるまちづくり

相談事業



佐伯市社協では様々な相談に対応できるよう、5つの相談事業を実施しています。

①相談事業(随時)

- ・職員による面談・電話相談

②地域包括センターランチ事業

- ・地域包括支援センターの出先機関として、高齢者を対象に相談を受け、サービスの利用援助や各種相談機関と連携し、問題解決に取り組めます。

③弁護士による無料法律相談会(月1~2回、事前予約が必要)

- ・地域での弱い立場の方や福祉の相談で法律の知識が必要な場合など、弁護士へ無料で相談できます。

④民生児童委員による心配ごと相談

- ・地区担当の民生委員が交代で相談を受けています。

⑤生活困窮者自立支援事業(佐伯市くらしサポートセンター「きずな」)

- ・佐伯市生活困窮者自立支援事業の実施に伴い、生活困窮者を対象に他の専門機関と連携して問題解決に向けた支援を行います。



生活福祉資金・小口資金

低所得世帯、高齢者世帯、身体障がい者世帯、失業者を対象に、生活福祉資金や小口資金の貸付をし、経済的な支援を行っています。貸付制度を利用することによって、自立した生活を送れるようにするための制度です。

ご相談はお近くの民生委員児童委員、または社協各支部までご相談ください。

日常生活自立支援事業

高齢者・知的障がい・精神障がいを持つ方の福祉サービスの利用援助や、日常生活の支払いや金銭管理をお手伝いする事業を行っています。



例えば・・・

- ・お金の出し入れなど、日常的な金銭の管理に不安がある。
- ・通帳や印鑑の保管に不安がある。
- ・一人暮らしの生活や将来の生活に不安がある。
- ・福祉サービスの利用手続きや介護保険の申請援助をして欲しい。

このようなことでお悩みの時は、お気軽にご相談ください。

団体の運営支援

佐伯市社協は、佐伯市民生委員児童委員協議会事務局と佐伯市ボランティア連絡協議会事務局を担当し、会の円滑な運営を支援しています。

ふれあい・いきいきサロン

介護予防
仲間づくり
の場

高齢者を対象に、各地域の公民館や集会所等でいろいろな形のサロンを実施しています。内容はレクリエーション、体操、会食会などです。気軽に参加して楽しく過ごしましょう。



福祉用具の貸し出し

一時的な退院やお出かけなどで、介護保険制度の適用を受けられない方に、車いす等の貸し出しを行っています。

イベント用具を貸し出します

地域の行事や学校行事等にご利用ください。

綿菓子機・かき氷機・ポップコーン機・グラウンドゴルフ用具・ペタンク用具、その他各種軽スポーツ用具